

鉛川地区における地熱開発構想（地表調査）説明会の開催趣旨について

八雲町商工観光労政課

7月の説明会で総括したとおり、事業者からの地熱開発構想に係る提案内容において、その質疑応答を見る限り特段の忌避要因はないと判断した。このため町としては、地表調査に関しては、遵守事項を付して同意した。なお、調査の各ステップにあたって関係者への説明を行っていくこととし、地表調査の結果については、まとまった段階で改めて報告する場を設けることとしていた。

町は、正式にデナジー(株)に対して以下の8つの条件を付して文書で地調調査同意の旨回答した。

- 1 自然環境・景観に十分配慮すること
- 2 温泉事業者をはじめとした町内企業等に経済的な不利益をもたらさないこと
- 3 地域貢献を果たすこと（内容は別途協議）
- 4 調査に当たっては、あらかじめ、内容、時期、場所、地権者等の利害関係者、関係法令等に関する情報を町へ提供すること
- 5 調査前・調査中において、自然環境・景観、それから特に温泉関係に問題が生じるおそれがあると予測される、または生じた場合は直ちに作業を中断し、町へ連絡するとともに、問題が解消されるまでの間、作業は行わないこと
- 6 上記5に該当した場合、いわゆる問題が生じる恐れがある、または生じた場合については、関係者に対し、顛末を的確に説明するとともに、対応策等に関する理解を得ること
- 7 調査が終了した時点で、その結果を関係者へ説明すること
- 8 上記に定めるほか、町が求める情報の開示や作業に関する依頼に対し、誠意を持って対応すること

その後、事業者は町からの条件と、第1回目説明会にて関係者へ説明した地表調査実施計画に基づき、調査を開始した。

調査の内容については、大きく2つのカテゴリーがあり、一つはデータ収集を目的とした現地調査、もう一つはそこで収集したデータに基づく解析調査である。この2つのうち、1番目のデータ収集を目的とした現地調査が今年の11月をもって終了している。

このため、まずは既に終了している現地調査の内容について、7月の説明会でお約束したとおり、関係者に説明する場を設けるということで、町としては本会を開催することとした。

本会は、地表調査のうち現地調査をどのように行ったのかに関する事実関係の報告が主

である。関係者の理解を深めるためには、こうした事実関係の説明も必要不可欠なものと考えている。さらに、地表調査の次のステップとして想定される地下探査については、データ解析が終了しないと実施の有無について、はっきりとしたことは言えないが、仮に解析結果が良好であれば、改めて、7月に行った説明会と同様に地下探査の実施計画というものを事業者に提示いただき、関係者への説明を経て、その是非について町は判断するつもりである。

仮に、地下探査へ進むとなった場合、今のところ、3月4日の午後の開催を見込んでいる。一方、解析結果が思わしくない場合の顛末については、書面にて関係者へお知らせする考えでいる。